

【様式 02】 高大連携公開講座シラバス

* 科目 No.	21211
----------	-------

1. 開設大学	広島大学 人間社会科学研究科 実務法学専攻	開催方法	<input checked="" type="checkbox"/> 対面（東千田キャンパス） <input type="checkbox"/> オンライン（同時・録画）									
2. 科目名	やってみよう「法的思考」で身近な問題の解決											
	学問分野	番号	21	名称	法学							
3. 担当教員	田村 耕一・神野 礼斉・山田 幸 人間社会科学研究科											
4. 開講期間（曜日） 開講時間	令和 3 年 9 月 4 日（土） 13 時 00 分 ～ 16 時 40 分 （60 分 × 3 回）											
個別開講日	1 回目	9/4	2 回目	/	3 回目	/	4 回目	/	5 回目	/	6 回目	/
	7 回目	/	8 回目	/	9 回目	/	10 回目	/	11 回目	/	12 回目	/
5. 募集定員	20 人											
6. 科目内容・ 授業計画	<p>・高校生が親に内緒でネックレスを買ったが、後からやっぱり返品したいと考えた、どう行動すればよいのだろうか？</p> <p>・メールでネットのサイト利用料の請求が来た。どうも債権回収業者のようだ。よく分からないのだが、払わなければならないのだろうか？</p> <p>・隣の家から桜の木の枝が自分の家の敷地内まで伸びてきている。勝手に切っても大丈夫なのだろうか？</p> <p>・身内の人が亡くなったのだが、相続や財産分与はどうすればよいのだろうか？</p> <p>NHK の人気番組「生活笑百科」で取り上げているような身近に起る具体的な問題は、最終的には法律の条文に基づいて判断されることとなります。</p> <p>法律には、主張する側は何を主張すれば良いのか、それに対して反論する側は何を主張すれば良いのか、が書いてあります。したがって、例えば「未成年者には取消権があつて保護される」という結論だけを知っていても、何も実現することはできません。自らが、具体的に主張し、かつ、相手の反論に応えなければ、利益保護の実現をすることはできないのです。</p> <p>そこで、この講座では、身近で具体的なトラブルにつき、関係する条文の説明を受けた後に、実際に自分が条文を使ってトラブルを解決してみることで、法的な思考法的一端に触れてみます（刑罰は扱いません）。また、進め方として、一方的な講義ではなく、参加者全員で条文の具体的な使い方を考えてみます。法学部に興味のある方の参加はもちろん、ディベートにも役立つ内容になっています。</p>											
7. 受講料	無料											
8. 別途負担費用	(テキスト代・実習料等)											
9. 開講条件※1 <input checked="" type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> ない	① 最少開講人数（ 5 人）定員超過の不許可は選考により決定 ② 不許可・不開講通知日 (7月9日(金)以前の開講科目は3月末まで/7月10日(土)以降の開講科目は6月末まで)											
10. その他特記事項	受講者についての制限事項、事前に予習しておく資料・文献など特記すべきこと オンライン（同時・録画）の使用ソフトなど											
11. 開設大学への 交通手段	http://www.enica.jp/ →広島大学→交通アクセス→東千田キャンパス											

※申込時点で原則、受講できます。ただし、開講条件で不許可・不開講があった場合は受講申込者へ通知します。
 コロナ禍の影響により、対面講座の不開講・休講またはオンライン（同時・録画）へ変更になる場合があります。